

様式第1号（第2条、第3条関係）

米子市弓浜コミュニティー広場使用（変更）許可申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 特定非営利活動法人 ひだまり 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 団体の名称 申請者 住所又は所在地 代表者氏名 （電話番号 ） </div> 次のとおり、米子市弓浜コミュニティー広場の使用の（変更）許可を申請します。					
使用の目的 （行事の名称）					
使用する日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで				
使用する場所	<input type="checkbox"/> 第1多目的広場 （ 全面 ・ 1面 ・ 2面 ） <input type="checkbox"/> 第2多目的広場 （ 全面 ・ 半面 ）				
利用予定人員	人				
使用する 附属設備及び 備付器具	<input type="checkbox"/> サッカーゴール・ゴールネット（一般用） <input type="checkbox"/> サッカーゴール・ゴールネット（ジュニア用） <input type="checkbox"/> コーナーフラッグ <input type="checkbox"/> ラグビーゴール・ゴール保護マット <input type="checkbox"/> ラインカー <input type="checkbox"/> ベンチ（ 台） <input type="checkbox"/> テント大（ 張） <input type="checkbox"/> テント小（ 張） <input type="checkbox"/> 得点板 <input type="checkbox"/> 審判用フラッグ <input type="checkbox"/> タイマー				
使用責任者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">（電話番号 ）</td> </tr> </table>	住所		氏名	（電話番号 ）
住所					
氏名	（電話番号 ）				
米子市弓浜コミュニティー広場使用（変更）許可書 上記の申請について、使用（の変更）を許可します。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 非営利活動法人 ひだまり 印 </div>					
許可条件					
使用料	円				

審査請求・異議申立て・処分取消訴訟について

1 この処分の全部又は一部に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

（地方自治法第229条第1項及び第244条の4第1項・行政不服審査法第18条第1項本文及び第2項本文）

2 また、この処分（使用料の徴収に関するものを除きます。以下この項及び次項において同じです。）に不服がある場合は、前項の審査請求に対する判決を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、非営利活動法人ひだまりを被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

（行政事件訴訟法第8条第1項本文、第11条第2項及び第14条第1項本文）

3 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過しているときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。

（行政事件訴訟法第14条第2項本文）

4 使用料の徴収に関する処分（以下「徴収処分」といいます。）の取消しの訴えは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第5項の規定により、第1項の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、非営利活動法人ひだまりを被告として提起することができます。

（地方自治法第229条第5項・行政事件訴訟法第8条第1項ただし書、第11条第2項及び第14条第1項本文）

5 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の審査請求に対する判決を経ることなく、裁判所に、徴収処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 徴収処分に係る審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 徴収処分、徴収処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他徴収処分に係る審査請求に対する判決を経ないことについて正当な理由があるとき。

（行政事件訴訟法第8条第2項）

使用料計算欄

全面・小中学生	820円× 時間		テント大(6張)	300円× 張×1.10	
全面・一般	1,650円× 時間		テント小(3張)	200円× 張×1.10	
部分・小中学生	270円× 時間		ベンチ(24台)	50円× 台×1.10	
部分・一般	550円× 時間		小 計 B		
小 計 A			合 計 A+B		